

国務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)を公布することに関する通知

自貿区の新しいネガティブリスト公布、139項目から122項目へ削減される

トランザクションバンキング部

2015年4月20日、国務院弁公庁は、「国務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)を公布することに関する通知」(国弁発〔2015〕23号)を公布し、自由貿易試験区(以下略称、自貿区)における新しいネガティブリストを明らかにしました。

ここでいう自貿区とは、従来の中国(上海)自由貿易試験区だけではなく、新たに拡大された地域を指します¹。

【図表1:ネガティブリストが適用される新たに拡大された自貿区】

地域名	対象地域
中国(上海)自由貿易試験区 (略称:上海自貿区)	外高橋保税区、外高橋保税物流園区、洋山保税港区、浦東空港総合保税区、陸家嘴金融エリア、金橋開発エリア、張江ハイテクエリア
中国(天津)自由貿易試験区 (略称:天津自貿区)	天津港エリア、天津空港エリア、濱海新区中心商務エリア
中国(福建)自由貿易試験区 (略称:福建自貿区)	平潭エリア、廈門エリア、福州エリア
中国(広東)自由貿易試験区 (略称:広東自貿区)	広州南沙新区エリア、深圳前海蛇口エリア、珠海横琴新区エリア

ネガティブリスト項目は139項目から122項目に減少しました²。

ネガティブリストが初めて公布された2013年版は190項目ありましたので、徐々にではありますが、開放が進んでいることが読み取れます。

2015年版ネガティブリストの項目の減少数は17ですが、従来1項目だったものを複数に分けた結果、見かけの項目数が増している部分も多く、実際には大幅な削減となっています。

しかし、項目を個別に規定した関連通達が撤廃されたわけではありませんので、実際の運用がどうなるかについては今後、別途確認が必要です。

¹ 自貿区の拡大については、BTMU(China)実務・制度ニュースレター120号をご覧ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315012101.pdf>

² 2014年版ネガティブリストについては、BTMU(China)実務・制度ニュースレター102号をご覧ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314071602.pdf>

【図表 2: 減少するネガティブリストの項目数】

	2013年版	2014年版	2015年版
項目数	190	139(▲51)	122(▲17)
対象地域	拡大前の上海自貿区	拡大前の上海自貿区	拡大後の上海自貿区 天津自貿区、福建自貿区、広東自貿区

注目される変更点については【図表 3】を、より詳細な内容は 4 ページ以降の比較表をご覧ください。

【図表 3: 2015年版ネガティブリストにおいて注目される項目(一例)】

項目	2014年版ネガティブリストからの変更点
食品、飲料製造	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから削除 ✓ 従来は緑茶製造は中国側マジョリティ等の条件あり
化学製品製造	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから削除 ✓ 従来はアセチレン法ポリ化ビニル、毒物製造容易化学品等に制限あり
一般設備、 専用設備製造	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから削除 ✓ 従来は独資の 400 トン以下クレーン製造不可、独資石油化学プラント不可等の制限あり
自動車、 自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 完成車メーカーは外資 50% 未満という条件は変わらず ✓ 新エネ車動力電池に関する外資 50% 未満という条件は削除
自動車以外の 輸送用設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高速鉄道等の旅客サービス施設と設備の研究開発・設計・製造等が独資で可能に(上海自貿区では 2014 年 9 月より可能に) ✓ 船舶、航空機、二輪車関連のネガティブリスト項目はすべて削除
投資性公司	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから削除 ✓ 従来は登録資本 3000 万ドル以上という条件、外国投資者の資産総額および域内投資実績に関する条件あり
人材仲介機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから削除 ✓ 従来は外資 70% 以下等の条件あり
旅行社	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから削除 ✓ 従来は合弁に限定、かつ台湾向け旅行禁止等の条件あり

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国务院办公厅关于印发自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）的通知 国办发〔2015〕23号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》已经国务院同意，现印发给你们，请认真执行。实施中的重大问题，要及时向国务院请示报告。</p> <p style="text-align: right;">国务院办公厅 2015年4月8日</p> <p>自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）</p> <p>一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）依据现行有关法律法规制定，已经国务院批准，现予以发布。负面清单列明了不符合国民待遇等原则的外商投资准入特别管理措施，适用于上海、广东、天津、福建四个自由贸易试验区（以下统称自贸试验区）。</p> <p>二、《自贸试验区负面清单》依据《国民经济行业分类》（GB/T4754—2011）划分为15个门类、50个条目、122项特别管理措施。其中特别管理措施包括具体行业措施和适用于所有行业的水平措施。</p> <p>三、《自贸试验区负面清单》中未列出的与国家安全、公共秩序、公共文化、金融审慎、政府采购、补贴、特殊程序和税收相关的特别管理措施，按照现行规定执行。自贸试验区内的外商投资涉及国家安全的，须按照《自由贸易试验区外商投资国家安全审查试行办法》进行安全审查。四、《自贸试验区负面清</p>	<p>國務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）を公布することに関する通知 国弁発〔2015〕23号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、國務院各部委、各直属機構：</p> <p>『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』は國務院の同意を経て、ここに公布する、真摯に執行すること。実施中の重大問題については、遅滞無く國務院へ報告し指示を仰ぐこと。</p> <p style="text-align: right;">國務院弁公庁 2015年4月8日</p> <p>自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）</p> <p>一、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下略称、『自贸试验区ネガティブリスト』）は現行の関連法律法規制定に基づき、國務院の批准を経て、ここに公布する。ネガティブリストは内国民待遇等原則に合致しない外商投資参入特別管理措置を列举しており、上海、広東、天津、福建の4自由貿易試験区（以下総称、自贸试验区）に対し適用する。</p> <p>二、『自贸试验区ネガティブリスト』は『国民经济産業分類』（GB/T4754—2011）に基づき15部門、50条目、122項目に区分した特別管理措置である。その中の特別管理措置は具体的な業界措置と全業界に適用するレベルの措置を含む。</p> <p>三、『自贸试验区ネガティブリスト』中には列举していない国家安全、公共秩序、公共文化、金融プルーデンス、政府調達、補助、特別手続と税收に関連する特別管理措置は、現行規定に基づいて執行する。自贸试验区内の外商投資に国家安全が関連する場合、『自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法』に基づいて安全審査を行わなければならない。四、『自贸试验区ネガティブリスト』外の領域に</p>

<p>单》之外的领域，在自贸试验区内按照内外资一致原则实施管理，并由所在地省级人民政府发布实施指南，做好相关引导工作。</p> <p>五、香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者在自贸试验区内投资参照《自贸试验区负面清单》执行。内地与香港特别行政区、澳门特别行政区关于建立更紧密经贸关系的安排及其补充协议，《海峡两岸经济合作框架协议》，我国签署的自贸协定中适用于自贸试验区并对符合条件的投资者有更优惠的开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。</p> <p>六、《自贸试验区负面清单》自印发之日起30日后实施，并适时调整。</p>	<p>については、自貿試験区内で内外資一致原則に基づいて管理を行い、併せて所在地省級人民政府は実施手引を公布し、関連指導業務を適切に行う。</p> <p>五、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者の自貿試験区内の投資は『自貿試験区ネガティブリスト』を参照して執行する。内地と香港特別行政区、マカオ特別行政区がより密接な経済貿易関係を構築するための段取りおよびその補充協議の『海峡兩岸經濟合作枠組協議』について、中国が署名した自貿協定の中で自貿試験区と条件に合致する投資者に対してより優遇された開放措置を適用する場合、関連協議あるいは協定規定に基づいて執行する。</p> <p>六、『自貿試験区ネガティブリスト』は公布日から30日後に実施し、以後適時調整する。</p>
---	---

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
A 農業、林業、牧畜業、漁業	
A01 農業、A02 林業、A03 牧畜業、A04 漁業、A05 農業、林業、牧畜業、漁業サービス業	
1. 漢方薬材の栽培、養殖への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
2. 農作物新品種の育成と種子生産への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	3. 農作物新品種の育成と種子生産への投資は制限類、中国側がマジョリティ。
3. 農作物種子企業への投資形態は合弁・合作に限る。穀物、綿花、搾油作物種子企業の登録資本は200万米ドルを下回らず、且つ中資側投資比率は50%を上回る。その他の農作物種子企業の登録資本は50万米ドルを下回らない。	4. 批准を得ていない農作物種子資源の採集を禁止。
4. 稀少樹種の原木加工への投資を制限(合弁、合作に限る)。	削除
5. 中国の稀少、特有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産(栽培業、畜産業、水産業の優良遺伝子を含む)、遺伝子組換え研究開発、遺伝子組換え農作物種子、種家畜、種家禽、水産苗種の生産への投資を禁止。	1. 中国の稀少、特有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産(栽培業、畜産業、水産業の優良遺伝子を含む)を禁止
	2. 遺伝子組換え研究開発、遺伝子組換え農作物種子、種家畜、種家禽、水産苗種の生産への投資を禁止
6. 中国の管轄海域および内陸水域での水産物漁獲への投資を禁止。	5. 中国の管轄海域および内陸水域での水産物漁獲への投資は中国政府の批准が必要
	6. 合作、合弁等の方式による漁船の管轄海域作業における漁網工具の指標申請を批准しない
B 採掘業	
—	7. 中国専属経済区及び大陸棚の自然資源への実地調査、開発活動あるいは中国大陸棚でのあらゆる目的でのボーリングは、中国政府の批准が必要。
B06 石炭の採掘、洗鉱業	
7. 特殊石炭と稀少石炭の採掘への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	削除
B07 石油と天然ガスの採掘業	
8. 炭層ガス開発と炭鉱ガス利用への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
9. 石油、天然ガスの開発への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
10. 低浸透ガス田の開発への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
11. オイルシェール、オイルサンド、重油、超重油等の非通常型石油資源の探査、開発への投資形態は合弁、合作に限る。	8. 石油、天然ガス(オイルシェール、オイルサンド、重油、超重油等の非通常型石油資源を含む)の採掘、開発は合弁、合作に限る。
12. シェールガス、海底のメタンハイドレートなどの非通	削除

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
常型天然ガス資源の開発への投資形態は合弁、合作に限る。	
B08 鉄金属採掘業	
13. 硫化鉄鉱の探査、採掘および選鉱、およびホウ素マグネシウム鉄鉱石の探査、採掘への投資を制限。	削除
B09 非鉄金属採掘業	
14. ホウ素マグネシウム鉄鉱石の探査、採掘、リチウム鉄鉱石の探査、採掘、選鉱、および貴金属(金、銀、プラチナ族)の探査、採掘への投資を制限。	削除
15. タングステン、モリブデン、錫、アンチモンの採掘、およびレアアースと放射性鉱産物の探査、採掘、選鉱への投資を禁止。	9. レアアースの探査、採掘、選鉱を禁止;許可を取得せずにレアアース区域へ入ること、鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産技術の取得を禁止。
	10. タングステン、モリブデン、錫、アンチモンの調査、採掘を禁止。
	11. 放射性鉱産物の探査、採掘、選鉱への投資を禁止。
B10 非金属鉱の採掘業	
16. 重晶石の探査、採掘への投資を制限(合弁、合作に限る)。	削除
17. ダイヤモンド、高アルミナ質耐火粘土、珪灰石、グラファイト等重要非金属鉱の探査、採掘、リン鉱石の探査、採掘、選鉱、塩湖かん水資源の抽出、セレスタイトの採掘への投資を制限。	12. 貴金属(金、銀、鉑族)の探査、採掘は制限類。
	13. リン鉱石の探査、選鉱は制限類。
	14. 石墨の探査、採掘は制限類。
18. 大洋のマンガン団塊、海砂の探査、採掘への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	削除
19. 蛍石の探査、採掘への投資を禁止。	削除
B11 採掘付随活動	
20. ホウ素マグネシウム鉄鉱石の加工への投資を制限。	削除
C 製造業	
C13 農副食品加工業	
21. 米、小麦粉の加工への投資を制限。	削除
22. 大豆、菜種、落花生、綿種、茶種、ひまわり種、パーム等の食用油脂加工への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	
23. バイオ液体燃料(燃料アルコール、バイオディーゼル)の生産への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	
24. トウモロコシの高度加工への投資を制限。	
C15 酒、飲料と茶製品製造業	
25. 黄酒、有名で高品質な白酒の生産への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	削除

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
26. 中国伝統工芸の緑茶生産加工への投資は中国側がマジョリティでなければならず、中国伝統工芸の茶(白茶、黄茶、烏龍茶、黒茶、緊圧茶など)生産加工への投資は禁止。	削除
C16 たばこ製品業	
27. たばこ葉の除骨、乾燥の加工生産への投資を制限。	削除
28. ジアセテート繊維、糸束の加工への投資形態は合弁、合作に限る。	
C23 印刷と記録メディアの複製業	
29. 出版物の印刷への投資を制限(中国側がマジョリティ)、登録資本は1000万人民元を下回らない。	削除
30. 読み取り専用類の光ディスクの複製への投資形態は合弁、合作に限り、且つ中国側がマジョリティ、或いは主導的な地位を占める。	
C24 文化教育、芸術美術、スポーツと娯楽用品製造業	
31. 象牙の彫刻、虎骨の加工、一閑張技法漆器の生産、ホウロウ製品、画仙紙、書道用墨の生産への投資を禁止。	31. 象牙の彫刻、虎骨の加工、画仙紙、書道用墨生産等の民族伝統工芸への投資を禁止。
C25 石油化工およびコークス、核燃料加工業	
32. 放射性銩産物の製錬、加工への投資を禁止。	28. 放射性銩産物の製錬、加工への投資を禁止。
C26 化学原料と化学製品製造業	
33. アセチレン法ポリ化ビニルおよび一定規模以下のエチレンと後工程加工製品、ソーダ、苛性ソーダ、硫酸、硝酸、カリ、無機塩の生産への投資を制限。	削除
34. ブタジエンゴム(高シスポリブタジエンゴムを除く)、乳化重合スチレンブタジエンゴム、熱塑性スチレンブタジエンゴムの生産への投資を制限。	
35. 毒物製造容易化学品の生産(エフェドリン、3,4-メチレン二酸化フェニル-2-プロパノン、フェニル酢酸、1-フェニル-2-プロパノン、ピペロナル、サフロール、イソサフロール、無水酢酸)、塩化水素等のローエンドCFC化合物生産、感光材料の生産への投資を制限。	
36. 武器弾薬の製造への投資を禁止。	
C27 医薬製造業	
37. 麻酔薬品および第一種向精神薬品原料薬の生産への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	削除
38. 「野生薬剤資源保護条例」および「中国稀少、絶滅危惧保護植物リスト」に列記される漢方薬材の加工への投資を禁止。	29. 「野生薬剤資源保護条例」および「中国稀少、絶滅危惧保護植物リスト」に列記される漢方薬材の加工への投資を禁止。

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
39. 漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、焼等の調製技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止。	30. 漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、焼等の調製技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止。
40. 血液製品生産、国家の免疫計画に組み入れたワクチン品種生産への投資を制限。	削除
C32 非鉄金属製錬と圧延加工業	
41. レアアースの精錬、分離への投資を制限(合弁、合作に限る)。	26. タングステン、モリブデン、錫(スズ化合物を除く)、アンチモン(酸化アンチモンと硫化精錬は制限類。 27. レアアースの精錬、分離は制限類、合弁、合作に限る。
C34 一般設備製造業	
42. 400トン未満のホイール式、クローラー式クレーンの製造への投資を制限(合弁、合作に限る)。	削除
C35 専用設備製造業	
43. 深海(3000m以上)の海洋工程設備製造への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
44. 320馬力以下のブルドーザー、15トン以上30トン以下の油圧ショベル、3トン以上6トン以下のホイール式ローダー、220馬力以下のグレーダー、地ならしローラー、フォークリフト、135トン級以下の電力駆動オフロードダンプカー、60トン級以下の油圧機械駆動オフロードダンプカー、アスファルト、コンクリートミキサーおよびフィニッシュ設備と高所作業機械、造園機械および機具、商品コンクリート機械(ポンプ、ミキサー車、ミキシングプラント、ポンプ車)の製造への投資を制限。	削除
45. 大型石炭化学大型プラントへの投資形態は合弁、合作に限る。	削除
46. 航空交通管制システム設備製造への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
C36 自動車製造業	
47. 自動車完成車、専用車、農用輸送車の中外合弁企業において、中国側の株式保有率は50%を下回らない。上場の自動車完成車、専用車、農用輸送車の株式会社が法人株を売却する時、中国側法人の1社が相対的マジョリティを維持し、且つ外資が保有する法人株の合計を上回るべき。外資メーカー1社は中国国内で同類の完成車(乗用車、商用車)を製造する合弁企業を2社以下(2社含む)設立できる。中国側パートナーと共同で、国内における他の自動車メーカーを合併する場	20. 自動車完成車、専用車の製造は制限類、中国側の株式保有率は50%を下回らない;同一外商は中国国内で2社以下(2社含む)の同類の完成車(乗用車、商用車)を製造する合弁企業を設立でき、中国側パートナーと共同で、国内における他の自動車メーカーを合併する場合、2社に限らない。

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
合、2社に限らない。	
48. 自動車車載エンベデッドシステムの製造および研究開発への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
49. 新エネルギー車の動力電池(エネルギー密度 \geq 110Wh/kg、循環使用寿命 \geq 2,000回)の投資にあたり外資出資は50%以下とする。	21. 新設の純電気乗用車生産企業が生産した商品は自社ブランドを使用し、自主知的財産権と授権された関連発明特許を有しなければならない。
C37 鉄道、船舶、航空、宇宙飛行、とその他輸送設備製造業	
50. 以下の軌道交通運輸設備への投資形態は合弁、合作に限る;高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線路、都市間鉄道、幹線鉄道および都市軌道交通運輸設備の車輛全体および主要部品(牽引伝動システム、制御システム、ブレーキシステム)の研究開発、設計と製造;都市軌道交通乗客サービス設備と装置の研究開発、設計と製造。高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線路、都市間鉄道および都市軌道交通情報化建設の中で関連する情報システムの設計と研究開発;軌道交通運輸通信信号システムの研究開発、設計と製造。鉄道騒音および振動の制御技術と研究開発、鉄道輸送安全モニター設備の製造。	22. 軌道交通運輸設備製造は合弁、合作に限る(高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線路、都市間鉄道、幹線鉄道および都市軌道交通乗客サービス設備と装置の研究開発、設計と製造。高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線路、都市間鉄道に関連する軌道と橋梁設備の研究開発、設計と製造、電化鉄道設備と機材製造、鉄道旅客用車排汚設備等を除く)
	23. 都市軌道交通プロジェクト設備の国産化比率は70%以上に達しなければならない。
51. 船舶用低速、中速ディーゼルエンジンおよびその部品の設計、遊覧船の製造への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
52. 船舶用低速、中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフト製造への投資は中国側がマジョリティ。	17. 船舶用低速、中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフト製造は中国側がマジョリティ。
53. 船舶船室機械製造への投資は中国側がマジョリティでなければならない。	削除
54. 制限船舶(ブロックを含む)の設計および製造への投資は中国側がマジョリティ;海洋工事装備(モジュール)製造と修理への投資は必ず中国側がマジョリティ。	18. 海洋工事装備(モジュール)の製造と修理は中国側がマジョリティ。 19. 制限船舶(ブロックを含む)の修理、設計および製造は制限類。中国側がマジョリティ。
55. 民間用航空機の設計と製造への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
56. 航空エンジン、航空補助動力システムの設計、製造と修理への投資形態は合弁、合作に限る;民間用航空機搭載設備の設計、製造への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
57. 3トン級以下の民間用ヘリコプターの設計と製造への投資形態は合弁、合作に限り、3トン級以上の民間用ヘリコプターの設計と製造は中国側がマジョリティ。	15. 民間用幹線、支線飛行機の設計、製造と修繕。3トン級以上の民間用ヘリコプターの設計と製造、地面、水面効果飛行艇の製造および無人飛行機、軽飛行機の設計と製造は中国側がマジョリティ。
58. 民間用幹線、支線飛行機の設計と製造への投資は中国側がマジョリティ。	

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
59. 地面、水面効果飛行艇の製造および無人飛行機、軽飛行機の設計と製造への投資は中国側がマジョリティ。	
60. 排気量の大きい(排気量>250ml)オートバイの中 外合弁生産企業の中国側の株式保有率は50%を下回 らない;上場している排気量の大きい(排気量>250ml) オートバイ株式会社が法人株を売却する時、中国側の 法人の1社が相対的マジョリティを維持し、且つ外資が 保有する法人株の合計を上回らなければならない;外 資メーカー1社は中国国内でオートバイ完成車を製造 する合弁企業を2社以下(2社含む)設立できる。中国 側と共同で、国内その他自動車生産企業を吸収合併す る場合、2社に限らない。	削除
—	16. 一般飛行機設計、製造と修繕は合弁、合作に限る。
C38 電気機械と機材製造業	
61. 100万KW超の超臨界火力発電所用主要補助設備 の製造への投資形態は合弁、合作に限る:安全バル ブ、調節バルブ。	削除
62. 送電、変電設備製造への投資形態は合弁、合作に 限る:非結晶合金の変圧器、500KV以上高圧スイッ チ用操作装置およびアーク接触子、大型ベーン式絶 縁体(1000KV、50KAH以上)、500KV以上変圧器用ア ウトレット装置とブッシング(交流:500,750,1000KV,直 流;全部の規格)、サージデバイス(交流: 500,750,1000KV 励起電圧、励起電圧無)、直流送電用 乾式リアクトル、±800KV VHVDC 直流送電用コンバー ターバルブ(水冷設備、DC設備)。	
63. 定格出力350MWおよび以上の大型水揚げユニット 製造への投資形態は合弁、合作に限る:ポンプ水車お よび调速装置、大型可変速ポンプ水車ランナ、発電 モーターおよび励磁、動作装置などの付属設備。	
64. リードアシッド電池、水銀を含むボタン酸化銀電 池、水銀を含むボタンアルカリ性亜鉛マンガン電池、糊 式亜鉛マンガン電池、ニッケルカドミウム電池製造への 投資を禁止。	
C39 コンピューター、通信とその他電子設備製造業	
65. 民間用衛星設計と製造、民間用衛星の有効積載 物の製造への投資は中国側がマジョリティ。	24. 民間用衛星設計と製造、民間用衛星の有効積載物 の製造は中国側がマジョリティ。
66. 衛星テレビ放送地上受信設備と重要部品生産へ の投資を制限。	25. 衛星テレビ放送地上受信設備と重要部品生産は制 限類。

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
D 電力、熱力、燃気および水生産と供給業	
D44 電力、熱力生産と供給業	
67. 原子力発電所の建設・経営への投資は中国側がマジョリティ。	32. 原子力発電所の建設、経営は中国側がマジョリティ。 33. 核燃料、核材料、ウラン製品および関連核技術の生産経営と輸出は資格を有する中央企業が独占的に取扱う。 34. 国有あるいは国有持株企業は放射性固体廃棄物の処置活動に従事可能。
68. 電力網の建設・経営(中国側がマジョリティ)への投資を制限、都市人口50万人以上の都市エネルギーパイプラインの建設・経営(中国側がマジョリティ)への投資を制限。	35. 都市人口50万人以上の都市ガス、エネルギーと排水パイプラインの建設、経営は制限類、中国側がマジョリティ。 36. 電力網の建設、経営は中国側がマジョリティ。
E 建築業	
E48 土木工事建築業	
69. 支線鉄道と橋梁、トンネル、フェリーポートとステーション施設の建設、経営への投資形態は合弁、合作に限る。	削除
70. 鉄道幹線網の建設・経営への投資は中国側がマジョリティ。	42. 鉄道幹線網の建設、経営は中国側がマジョリティ。
71. 高速鉄道、鉄道客運専用線、都市間鉄道インフラ施設総合補修への投資は中国側がマジョリティ。	削除
72. 都市地下鉄、LRT等の軌道交通の建設・経営への投資は中国側がマジョリティ。	削除
F 卸売と小売業	
F51 卸売業、F52 小売業	
73. 食糧買付への投資を制限し、食糧備蓄の経営管理及び軍隊への食糧供給を引き受ける食糧企業は国有マジョリティでなければならず、食糧、綿花の卸売への投資を制限し、大型農業製品卸売り市場の建設、経営への投資を制限。	38. 中央準備食糧(油)に対し専売制度を実施。中国備蓄食糧総会社は中央準備食糧(中央準備油を含む)の購買、貯蔵、経営と管理に責任を負う。
74. タバコの卸売、小売、配送への投資を制限。	37. タバコに対し専売制度を実施。たばこ専売品(たばこ、葉巻、きざみタバコ、再乾燥煙草、煙草、たばこ紙、濾嘴棒、たばこ用繊維、たばこ専用機械)の生産、販売、輸出入に対し専売制度を実施し、たばこ専売許可証制度を実施。葉煙草、たばこ、再乾燥煙草およびその他タバコ製品の卸売、小売への投資を禁止。
75. 香港、マカオのサービス提供者が独資・合弁・合作の形でオーディオ・ビデオ製品(映画ポストプロダクションを含む)の代理を提供する以外に、その他の国或いは地域の投資者によるオーディオ・ビデオ製品(映画を	削除

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
除く)の代理販売(合作に限る)への投資を制限。	
76. 農薬、農業用マルチングフィルム、保税油の卸売、 配送への投資を制限。	
77. 文物競売と文物商店への投資を禁止。	
78. 農薬、農業用マルチングフィルムの小売、配送(30 支店以上を設立、多数のサプライヤーの異なる種類と メーカーの商品を販売するチェーン店は中国側がマ ジオリティ)への投資を制限。	
79. 同一の香港、マカオのサービス提供者による図書、 新聞、定期刊行物のチェーン経営への投資の出資比 率は65%を超えてはならない以外に、その他の国或い は地域の投資者が図書、新聞、定期刊行物のチェーン 経営へ投資する際、チェーン店数は30店を超える場 合、マジオリティを禁止。	
80. ガソリンスタンド(同一の外国投資者が30以上の店 を設立、多数のサプライヤーの異なる種類とメーカーの 精製油を販売するガソリンスタンドチェーンは中国側が マジオリティ)の建設、経営への投資を制限。	
81. 直販への投資を制限し、投資者は3年以上中国域 外で直販活動に従事していた経験を有し、且つ会社の 払い込み登録資本が8000万人民币元を下回らない;オン ライン販売(一般商品のオンライン販売は除く)への投 資を制限。	
—	39. 免税商品販売業務に対し、特許経営と集中統一管 理を実行。
—	40. 宝くじの発行、販売に対し特許経営を行う、域外宝く じの中国国内発行、販売を禁止。
G 交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業	
G53 鉄道運輸業	
82. 鉄道旅客運輸会社への投資を制限(中国側がマ ジオリティ)。	43. 鉄道旅客運輸会社への投資は制限類、中国側がマ ジオリティ。
G54 道路運輸業	
83. 道路旅客運輸会社への投資を制限(合弁に限 る)、定期バス旅客運搬、旅行客運搬、チャーター旅客 運搬に従事する外国側の投資比率は49%を超えてはな らない。主要投資者のうち、少なくとも1社は中国域内 で5年以上の道路旅客運輸業務に従事している企業で なければならない;道路旅客運搬駅(場)経営に従事す る企業は合弁(外資比率は49%を超えてはならない)或 いは合作でなければならない。	41. 道路旅客運輸会社への投資は制限類。

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
84. 出入国自動車運輸会社への投資を制限。	削除
G55 水上運輸業	
85. 水上運輸会社への投資を制限(中国側がマジョリティ)。定期、不定期の国際海上運輸業務への投資は合弁、合作に限る。	44. 水上運輸会社(上海自由貿易試験区内における国際船舶運輸企業設立を除く)への投資は制限類(中国側がマジョリティ)、且つ以下の業務は経営不可;(1)中国国内水路運輸業務、中国籍船舶あるいは船腹をチャーターする等の方式で水路運輸業務を經營することを含む;(2)国内船舶管理、水路旅客運輸代理と水路貨物運輸代理業務。
86. 公共国際船舶代理業務に従事する場合外資比率は51%を超えてはならないこと以外、船舶代理への投資を制限(中国側がマジョリティ)。	45. 船舶代理の外資比率は51%を超えてはならない。
87. 外国船貨物検数への投資を制限(合弁、合作に限る)。	46. 外国船貨物検数への投資は制限類、合弁、合作に限る。
—	47. 水路運輸經營者は外国籍船舶を使用し、国内水路運輸業務を經營することを禁止、中国政府の許可を経た特別な状況を除く。
—	48. 中国港間の海上運輸、曳航は、中華人民共和国国旗を掲げる船舶で經營する。外国籍船舶による中国港間の海上運輸と曳航業務の經營には中国政府の許可が必要。
G56 航空運輸業	
88. 航空運輸会社への投資は中国側がマジョリティで、法定代表者は中国籍公民、經營年限は30年を超えてはならず、公共航空運輸企業へ投資する場合、1社の外国側(その関連企業を含む)の投資比率は25%を超えてはならない。	49. 公共航空運輸会社は中国側がマジョリティで、単一外国投資者(その関連企業を含む)の投資比率は25%を超えてはならない。
89. 農、林、漁業の一般航空会社への投資形態は合弁、合作に限り、法定代表者は中国籍公民、經營年限は30年を超えてはならない。	50. 公共航空運輸会社の董事長と法定代表者は中国籍国民。
90. 公務飛行、空中遊覧に従事する一般航空企業は中国側がマジョリティで、撮影、鉱山試掘、工業等の一般航空会社への投資を制限し(中国側がマジョリティ)、法定代表者は中国籍公民、經營年限は30年を超えてはならない。	53. 合弁形式による農、林、漁業に専門的に従事する一般航空会社への投資を許可。その他一般航空会社は中国側がマジョリティ。
91. 香港、マカオのサービス提供者が独資形式で代理サービス、積み卸しコントロールと通信連絡および離港コントロールサービス、コンテナ設備管理サービス、旅客と荷物サービス、貨物と郵便サービス、航空機停留区域のサービス、航空機サービス等7項目の航空運輸地	54. 一般航空会社の法定代表者は中国籍公民。 55. 外国籍航空機あるいは外国人による航空撮影、リモート探査測量、鉱物資源探査など重要専門領域での一般航空飛行を禁止。
	削除

【図表4：ネガティブリスト 2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
上サービスを提供可能であることを除き、其他国家或いは地区投資者が投資する航空運輸地上サービスは合弁、合作に限る。	
92. 航空油プロジェクトへの投資は中国側がマジョリティに限る。	削除
93. 中国とその他世界貿易組織のメンバーが署名した自由貿易区協議が許可する関連世界貿易組織メンバーサービスの提供者は中国内地の航空コンピューター座席予約システムサービスの提供者と中国内地企業マジョリティの合弁企業を設立できること以外、その他の国或いは地域の投資者が民間用航空コンピューター座席予約システムへ投資することを禁止し、関連投資は経済要求テストを行う必要がある。	削除
94. 民間用空港の建設、経営への投資は中国側が相対マジョリティ。	57. 民間空港の建設、経営への投資は中国側が相対マジョリティ。
95. 航空交通管制会社への投資を禁止。	56. 航空交通管制会社管理システムへの投資と経営を禁止。
—	51. 外国航空機の経営者は中国域内 2ヶ所間の運輸業務を経営できない。
—	52. 中国が指定した運送業者のみが中国と他国との間で締結した二国間運輸協定で確定した二国間航空運輸市場に参入できる。
G60 郵便業	
96. 手紙や書類の郵便を経営する国内速達業務と郵便会社への投資を禁止。	58. 郵政企業への投資、郵政サービスの経営を禁止。
	59. 書簡の国内速達業務の経営を禁止。
I 情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業	
I64 電気通信、ラジオ・テレビ・衛星放送サービス	
97. 基礎電信業務への投資を制限し、外資比率は 49%を超えてはならない。	60. 電信会社は制限類、中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る。うち、付加価値電信業務(電子商取引を除く)の外資比率は 50%を超えてはならない、基礎電信業務経営者は法律に基づき設立した基礎電信業務に専門的に従事する会社で同会社の中国側持分が 51%を下回ってはならない。
98. 各級ラジオキー局(ローカル局)、テレビキー局(ローカル局)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(放送局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波回線、モニタリングステーション、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク)への投資を禁止。	96. 各級ラジオキー局(ローカル局)、テレビキー局(ローカル局)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(放送局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波回線、モニタリングステーション、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク)への投資設立と経営を禁止。ラジオ、テレビ、ビデオオンデマンドと衛星テレビやラジオの地上受信施設取付サー

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
	ビスへの従事を禁止。
I 64 インターネットと関連サービス業	
99. ネット商店を除き、他の情報サービス業務に投資する外資比率は50%を超えてはならない。	削除
100. 国内インターネットバーチャル専用ネット業務に投資する外資比率は50%を超えてはならない。	削除
101. ニュースサイト、ネットワーク視聴番組サービス、インターネット利用サービス営業拠点、インターネット文化経営(音楽を除く)への投資を禁止。	61. ニュースサイト、ネットワーク出版サービス、ネットワーク視聴番組サービス、インターネット利用サービス営業拠点、インターネット文化経営(音楽を除く)、インターネット大衆向け情報発信サービス(上記サービスの内、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容を除く)への投資を禁止。
102. 直接的或いは間接的にネットゲーム運営サービスに携わることを禁止。	削除
—	62. インターネット地図の作成、出版活動への従事を禁止(上記サービスの内、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容を除く)。
—	63. インターネットニュース情報サービス業者が外国投資者とインターネットニュース情報サービス業務の協力を行う際に中国政府に報告し、安全評価を受けなければならない。
I 65 ソフトウェアと情報技術サービス業	
103. 経営類Eコマースに投資する外資比率は55%を超えてはならない、他のオンライン・データ処理と取引処理業務に投資する外資比率は50%を超えてはならない。	削除
104. インターネット・データ・センター業務経営への投資を禁止。	
J 金融業	
J 67 資本市場サービス	
105. 銀行業金融機構への投資は現行規定に合致しなければならない。	64. 域外投資者が銀行業金融機構へ投資する場合、金融機構あるいは特定種類機構とする。具体的な要求は以下の通り。 (1) 外商独資銀行株主、中外合弁銀行外国側株主は金融機構でかつ外国側は唯一或いは支配株主/主要株主が商業銀行であること (2) 中資商業銀行、信託会社に投資する場合、金融機構であること (3) 農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用(合作)連合社、村鎮銀行に投資する場合、域外銀行であること

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
	<p>(4) 金融リース会社に投資する場合、金融機構あるいはファイナンスリース会社であること</p> <p>(5) 消費者金融の主要出資人は金融機構であること</p> <p>(6) 通貨ブローカー会社に投資する場合、通貨ブローカー会社であること</p> <p>(7) 投資金融資産管理会社に投資する場合金融機構であること、かつ金融資産管理会社の設立発起に参加してはならない</p> <p>(8) 法律法規に明確な規定がない場合、投資者は金融機構であること。</p> <p>65. 域外投資者が銀行業金融機構に投資する場合、一定額の総資産の要求を満たさなければならない、具体的には以下を含む；</p> <p>(1) 外資法人銀行の外国側の唯一あるいはマジョリティ/主要な株主、外国銀行支店の親銀行</p> <p>(2) 中資商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用(合作)連合社、村鎮銀行、信託会社、ファイナンスリース会社、貸付会社、金融資産管理会社の域外投資者</p> <p>(3) 法律法規で明確に不適用としていない、その他銀行業金融機構の域外投資者。</p> <p>66. 域外投資者がマネーブローカー会社へ投資する場合、関連業務の従事年数、グローバルネットワークおよび情報通信ネットワーク等特定の条件を満たさなければならない。</p> <p>67. 域外投資者が中資商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用(合作)連合社、金融資産管理会社等の銀行業金融機構へ投資する場合、単一株主および持株比率の制限を受ける。</p> <p>68. 株主機構類型および資格の要求以外、外資銀行は以下条件の制限を受ける；</p> <p>(1) 外国銀行支店は「中華人民共和国商業銀行法」で経営が許可された「代理発行、代理支払、政府債券引受」、「代理決済」、「銀行カード業務」への従事不可、中国域内公民の100万人民币以上の定期預金業務以外、外国銀行支店の中国域内公民向けの人民币業務を禁止；</p> <p>(2) 外国銀行支店は親銀行から運営資金を無償で引受け、運営資金の一部が特定の形式で存在し、かつ関連管理要求に合致しなければならない；</p> <p>(3) 外国銀行支店は人民币運営資金充足性の要求(8%)を満たさなければならない；</p> <p>(4) 外資銀行が人民币業務経営資格を獲得するには最</p>

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
	低経営年数条件を満たさなければならない。
J68 保険業	
106. 保険会社(集団会社を含む、生命保険会社の外資比率が50%を超えてはならない)、保険仲介機関(保険ブローカー、代理店、保険数理会社を含む)、保険資産管理会社への投資を制限。	75. 保険会社への投資は制限類。(生命保険会社の外資比率は50%を超えてはならない)。域内保険会社が合計して所有する保険資産管理会社の持分は75%を下回ってはならない。
	76. 外資保険会社の設立を申請する外国保険会社および保険会社に株式参加する域外金融機構(証券取引所での上場保険会社株購入を除く)は中国保険監督管理部門が定めた経営年数、総資産等の条件を満たさなければならない。
	77. 中国保険監督管理部門の批准を得るほか、外資保険会社とその関連会社間の再保険もしくは受再保険業務を禁止。
J69 他の金融業	
107. 以下の会社への投資を制限:証券会社(外資持株比率が49%以内、設立初期の業務範囲は株式(人民元普通株、外資株を含む)と債券(政府債券、公司债券)の引受と上場支援、外資株のブローカー、債券(政府債券、公司债券を含む)のブローカーと自己運用、2年間以上継続経営して関連条件を備える場合、業務範囲の拡大を申請できる);証券投資ファンド管理会社(外資持株比率が49%以内);証券投資コンサルティング会社(香港、マカオの証券会社に限り、持株比率が49%以内);先物会社(香港、マカオのサービス提供者に限る、持株比率が49%以内)。	69. 先物会社は制限類、中国側がマジョリティに限る。
	70. 証券会社は制限類、外資比率が49%を超えてはならない。
	71. 単一域外投資者が所有する(直接および間接を含む)上場中資証券会社の持分が20%を超えてはならない;全域外投資者が所有する(直接および間接を含む)中資上場証券会社の持分が25%を超えてはならない。
	72. 証券投資ファンド管理会社は制限類、外資比率が49%を超えてはならない。
	73. 証券取引所の一般会員および先物取引所の会員になることを禁止。
	74. A株証券口座および先物口座の申請開設を禁止。
108. ファイナンス・リース会社に投資する外国投資者の資産総額は500万米ドルを下回らず、会社の登録資本は1000万米ドルを下回らない。高級管理者が関連の専門資格および3年以上の従業経験を有すること。	削除
K 不動産業	
K71 不動産業	
109. プロジェクト会社形式に限り高級ホテル、高級オフィスビル、国際展覧会センターへ投資。	削除
110. 別荘の建設、経営への投資を禁止。	
111. プロジェクト会社形式に限り不動産二級市場取引へ投資。	
L リースと商務サービス業	
L72 商務サービス業	

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
112. 投資性会社の設立に投資する場合、登録資本は3000万米ドルを下回らず、外国投資者は外国の会社、企業或いは経済組織でなければならず、申請前の1年間に当該投資者の資産総額は4億米ドルを下回らず且つ中国域内に投資会社を既に設立し、払い込み登録資本が1000万米ドルを超える、或いは外国投資者は中国域内に10社以上の投資会社を設立し、その払い込み登録資本が3000万米ドルを超える。	削除
113. 法律コンサルティングへの投資を制限、外国弁護士事務所は出張所の形で法律サービスを提供しなければならない。	79. 外国弁護士事務所の中国進出は出張所の形に限る。駐在代表は中国司法行政部門の許可を得なければならない。
	80. 中国法律事務への従事を禁止。国内弁護士事務所のパートナーとなつてはいけない。
	81. 外国弁護士事務所の出張所は中国弁護士資格を持つ弁護士を雇用してはならず、雇用した補助人員は当事者への法律サービスの提供を行ってはならない。
114. 会計士事務所への投資形態はパートナー形式に限る。	78. 特殊、一般、パートナーシップ会計士事務所の首席パートナー(もしくは最高管理を履行するその他職務者)は中国国籍を持たなければならない。
115. マーケット調査への投資を制限(合弁、合作に限る)。	82. 渉外調査機構資格認定制度と渉外社会調査プロジェクト審査制度を実施する。
	84. マーケット調査は制限類、合弁、合作に限り、その内、ラジオ・テレビ放送、視聴率調査は中国側マジョリティに限る。
116. 社会調査への投資を禁止。	83. 社会調査への投資を禁止。
117. 香港、マカオサービス提供者が独資の人材仲介機関を設立することを許可する。他の国・地域の投資者は中外合弁人材仲介機関を設立でき、外資投資比率は70%を超えてはならず、人材仲介機関の最低登録資本は12.5万米ドル、外国出資者は人材仲介サービス業に3年以上の経験を有する外国会社、企業および他の経済組織でなければならない。	削除
118. 海外観光業務の旅行社への投資形態は合弁に限る(台湾地区への観光業務を禁止)。	
119. 武装護送サービスを提供する警備会社に投資する場合、外資比率は49%を超えてはならない。	
120. 格付サービス会社への投資を制限。	85. 格付サービスは制限類。
	86. 個人出入国仲介機構の法定代表人は域内常住戸籍を持ち、完全民事行為能力を持つ中国公民に限る。
M 科学研究と技術サービス業	

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
M73 研究と試験発展	
121. 人体幹細胞技術の開発と応用への投資を禁止。	89. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用への投資を禁止。
122. 遺伝子診断と治療技術の開発と応用への投資を禁止。	
M74 専門技術サービス業	
123. 測量製図会社(中国側がマジョリティ)への投資を制限;陸地測量、海洋測量製図、測量製図航空撮影、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級および以下行政区域地図、全国教学地図、地方教学地図と3D地図編集、ナビゲーション電子地図編集、地域性地質図作成、地質鉱産、地球物理、地球化学、水分地質、環境地質、地質災害、地質環境モニタリング等調査への投資を禁止。	87. 陸地測量、海洋測量、測量製図航空撮影、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級および以下行政区域地図、全国教学地図、地方教学地図と3D地図編集、ナビゲーション電子地図編集、地域性地質図作成、地質鉱産、地球物理、地球化学、水分地質、環境地質、地質災害、地質環境モニタリング等調査への投資を禁止。
	88. 測量会社は制限類。中国側マジョリティに限る。
124. 空中撮影等の特殊撮影サービスへの投資を制限(合弁に限る)	55. 外国籍航空機もしくは外国籍人員の航空撮影、モニタリング測量、鉱産資源探査等専門分野の一般航空活動を禁止。
—	90. 人文社会科学研究機構の設立および運営を禁止。
N 水利、環境と公共施設管理業	
N76 水利管理業	
125. 総合水利ハブの建設、経営への投資は中国側がマジョリティ。	削除
N77 生態保護と環境治理業	
126. 自然保護区と国際重要湿地の建設、経営への投資を禁止。	削除
127. 国家に保護され、中国が原産地となる野生動物、植物資源の開発への投資を禁止。	91. 国家が保護する原産地における中国の野生動物資源の開発への投資を禁止。 92. 国家が重点的に保護する野生動物の採集あるいは買収を禁止。
P 教育	
P82 教育	
128. 営利性教育訓練機構、職業技術訓練機構への投資形態は合作に限る。	93. 外国教育機構、その他組織或いは個人は、中国国民を主な募集対象とする学校や教育機関を単独で設立してはならない(非学制類の職業技能研修は含まない)。
129. 非営利性予備校、中等職業教育、普通高校教育、高等教育等教育機構、および非営利性教育訓練機構、職業技術訓練への投資は合作に限定し、その分支機構の設立は禁止。	
130. 義務教育、軍事、警察、政治、宗教と党校など特別な領域機関への投資は禁止。営利性予備校教育、中等職業教育、普通高校教育、高等教育等教育機構への投資は禁止。	94. 外国教育機構は中国の教育機構と連携して中国国民を主な募集対象とする教育機構を設立可能。中外合作者は各級、各類の教育機構を合作で設立可能、ただし、;(1)義務教育および軍事、警察、政治や党校などの特別

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
	<p>な分野の教育機関を設立してはならない。</p> <p>(2)外国宗教組織、宗教機構、宗教学院および宗教の教職員は中国域内に合作で学校を設立する活動を行ってはならない、中外合作教育機構は宗教教育および宗教活動を行ってはならない。</p> <p>(3)普通の高校教育機構、高等教育機構や学前教育への投資は制限類、中資側が主導しなければならない(校長あるいは主要な行政責任者は中国国籍を持ち、中国域内に定住しなければならない;理事会、取締役会或いは連合管理委員会の中資側の構成員は1/2を下回ってはならない;教育活動や授業教材は国の関連法律規制および関連規制を遵守しなければならない)。</p>
Q 衛生と社会事業	
Q84 衛生	
131. 医療機構への投資については分支機構の設立は禁止。	95. 医療機構への投資は制限類、合弁、合作に限る。
R 文化、スポーツおよび娯楽業	
R85 新聞と出版業	
132. ニュース機構への投資は禁止。	<p>100. 通信社、新聞社、出版社及びニュース機構への投資は禁止。</p> <p>101. 外国ニュース機構が中国域内で常駐ニュース機構を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、中国政府の許可を得なければならない。</p> <p>102. 外国通信社が中国域内でニュース関連のサービス業務を提供する場合、中国政府の許可を得なければならない。</p>
133. 書籍、新聞、定期刊行物の出版への投資は禁止。	103. 図書、新聞、雑誌、オーディオ製品や電子出版物の出版、制作業務の投資経営を禁止;新聞紙面の経営を禁止。
134. オーディオ・ビジュアル製品、電子出版物の出版、制作業務への投資は禁止。	<p>104. 中外ニュース機構業務提携、中外合作ニュース出版プロジェクトは、中資側が主導し、かつ中国政府の許可を得なければならない(中国政府の許可を得て、域内の科学技術類雑誌と域外の定期刊行物が著作権の協力関係を締結することを認めるが、協力期間は5年を超えてはならない、協力期間が満了し延長する場合、改めて許認可申請を提出しなければならない。中資側が内容に対する最終的な審査権を把握し、外国人は中資側の雑誌の編集、出版活動に参加してはならない)。</p> <p>105. 映画、広告テレビ番組、美術品とデジタル文献のデータベースおよびその出版物など文化製品に関する輸</p>

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
	入業務への従事を禁止(上記サービスの内、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容を除く)。
—	106. 出版物の印刷は制限類、中資側マジョリティに限る。
—	107. 中国政府の許可を得ない場合、中国域内で金融情報サービスの提供を禁止。
—	108. 域外メディア(外国と香港・マカオ、台湾地域の新聞、雑誌社、図書出版社、オーディオ出版社、電子出版物出版会社および広告放送、映画、テレビなどの大衆伝播機構を含む)は中国域内で代理機構あるいは編集部を設立することを禁止。弁事機構を設立する必要がある場合、許認可を得なければならない。
R86 ラジオ、テレビ、映画と映像録音制作業	
135. 香港・マカオのサービス提供者を除き、映画館の建設、経営への投資を制限(中国側がマジョリティ)	109. 映画制作会社、配給会社、映画館チェーンへの投資を禁止。
	110. 中国政府は中外合作の映画制作に許認可制度を実施。
	111. 映画館の建設は、中資側がマジョリティ。上映映画は中国政府が規定する国産映画と輸入映画の上映の時間比率を遵守すること。上映企業は年間国産映画上映時間が年間の合計上映時間の2/3以下にはならない。
136. ラジオ、テレビ番組の制作プロジェクトおよび映画制作プロジェクトへの投資を制限(合作に限る)	97. テレビ番組制作経営会社への投資を禁止。
	98. 域外衛星番組への許可制度を実施。域外テレビドラマおよび衛星伝送方式でその他域外テレビ番組を輸入する場合、新聞出版広電総局が指定する業者が申告する。
	99. 中外合作ドラマ(テレビアニメを含む)への許認可制度を実施。
137. ラジオ、テレビ番組の制作経営会社、映画制作会社、配給会社、映画館チェーンへの投資を制限。	
R88 スポーツ	
138. ゴルフ場の建設、経営への投資は禁止。	削除
R90 娯楽業	
139. 大型テーマパークの建設、経営への投資は禁止	119. 大型テーマパークの建設、経営は制限類。
—	117. 文芸公演団体の設立を禁止。
—	118. 出演仲介機構は制限類。中資側マジョリティ(当省・市にサービスを提供する場合を除く)。
77. 文物競売と文物商店への投資を禁止。	112. 文物を競売する競売企業、販売企業の経営および投資を禁止。
—	113. 国有文物博物館の運営経営および投資を禁止。

【図表4：ネガティブリスト2014年版と2015年版の比較】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2014年版	自由貿易試験区外商投資参入 特別管理措置(ネガティブリスト)2015年版
—	114. 移動できない文物および国家が出国を禁止する文物を外国人に譲渡、抵当、賃貸することを禁止。
—	115. 無形文化遺産調査機関の設立および経営を禁止。
—	116. 域外組織あるいは個人が行う中国域内で非物質の文化遺産の調査や考古学の調査、探査、発掘は中国と合作の形式で、かつ専門の許認可を取得すること。
全産業	
—	120. 個人事業主、個人独資企業の投資者、農民の専門合作社社員として経営活動に従事してはならない。
—	121. 『外商投資産業指導リスト』の禁止類および「合弁限定」、「合作限定」、「合弁、合作限定」、「中資側マジョリティ」、「中資側の相対的マジョリティ」および外資に出資比率制限があると表記している項目に対して、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
—	122. 外国投資家が域内企業を買収する場合、外国投資家が上場会社へ戦略投資する場合、域外投資家がある中国域内にある企業の持分出資に係わる場合の外商投資項目および企業設立と変更事項は現行規定に従って取扱う。

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続き案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続き等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大廈 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259